

SNS などで誹謗中傷にあってしまったら

～子どもを守るために親ができること～

保護者向け

第6号

送信日

2024/8/29

デジタルネイティブである今の子どもたち。インターネットを活用して生活するのが当たり前となっています。毎日、SNS でのやり取りを注意して行っていると思いますが、それでも、SNS 上で言い争ってしまったり、傷つくことを書かれたりすることがあるかもしれません。そんなときは、子どもと一緒に、冷静に対処していきましょう。



1. ミュートやブロックなどで“見えなくする”設定に

よく使われる SNS には、やりとりをコントロールする機能が備わっています。相手に知られずに投稿を非表示にする機能(ミュート)をうまく活用しましょう。つながり自体を断つ機能(ブロック)もありますから、深く傷つく前に「見えなくする」ことをお勧めします。また、返信やコンタクトができる相手を制限できる機能もあります。それぞれ、名称や操作方法などはサービスやアプリによって異なります。調べて確認しながら使ってみてください。

2. 人権侵害情報の削除を依頼

《Step1》可能な状況であれば、投稿者に削除してほしいと連絡してみる(無理は禁物)

《Step2》該当する投稿の URL やアドレスを控える【投稿画面や動画の保存も重要】

《Step3》「通報」「報告」「お問い合わせ」など削除の依頼などができるページやメニューを探す

《Step4》フォームに従って必要な選択・入力を行い漏れがないか内容を確認して、送信！



発信者の特定も可能

ミュートやブロック、削除依頼だけでは解決しない場合、発信者を特定して損害賠償請求などを行うことも可能。発信者開示請求をしたい場合は、弁護士にご相談ください。



3. 信頼できる機関に相談する

電話、メール、各種 SNS、Web チャットなどを使って、人に知られずに相談できる公的窓口があります。1人で抱え込まず、相談してみましょう。

- ・ [違法・有害情報相談センター \(ihaho.jp\)](http://ihaho.jp) (総務省支援事業)
- ・ [法務省インターネット人権相談受付窓口 \(jinken.go.jp\)](http://jinken.go.jp)
- ・ [まもろうよ ところ | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp)

【出典】【特集】SNS 等の誹謗中傷 | [安心・安全なインターネット利用ガイド | 総務省 \(soumu.go.jp\)](http://soumu.go.jp)

X(エックス)
安全安心ふくい

インターネット
安心安全通信HP

【お問い合わせ】

福井県防災安全部県民安全課

☎:0776-20-0745(直通)

メール:kenan@pref.fukui.lg.jp

